

平成25年度 後期高齢者医療保険料の 決定通知書（兼納付通知書）を7月中旬に送付します

保険料の納めかたは、年金から天引きさせていただく「特別徴収」と、納付書または口座振替で納めていただく「普通徴収」の2通りがあり、特別徴収(年金天引き)と口座振替は選択できます。

特別徴収

老齢・退職年金などの年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金額の2分の1以下で、年金からの天引きを希望される人は、年金から保険料を天引きさせていただきます。

年金支給月（保険料の徴収月）					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収 前年度2月の保険料額と同額を天引きさせていただきます。			本徴収 24年中の所得にて算定した保険料年額から仮徴収額を引いた残額を3回に分けて天引きさせていただきます。		

※後期高齢者医療被保険者の一部の人は、すでに4月の受給年金から天引きさせていただいています。

普通徴収

特別徴収(年金天引き)に該当しない人は、納付書または口座振替により、保険料を納めていただきます。

口座振替の人は、申込まれた口座から納付月の25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。新たに口座振替を希望される人は、納付通知書に同封の「天理市後期高齢者医療保険料口座振替依頼書」により申込んでください。

【平成25年度保険料期別納期限（普通徴収）】

期別	第1期(7月)	第2期(8月)	第3期(9月)	第4期(10月)	第5期(11月)	第6期(12月)	第7期(1月)	第8期(2月)
納付期限	7月31日(水)	9月2日(月)	9月30日(月)	10月31日(木)	12月2日(月)	12月27日(金)	平成26年 1月31日(金)	平成26年 2月28日(金)

※特別な理由もなく、保険料を滞納していると、納めていなかった期間に応じた措置がとられますので、後期高齢者医療保険料の納め忘れがないようにしましょう。

保険料の軽減

◎均等割額＝44,200円

下記の世帯（被保険者及び世帯主）は軽減します。

総所得金額等が下記の金額以下の世帯（被保険者及び世帯主）	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下（ただし、他の所得は0）	9割軽減
33万円以下	8.5割軽減
33万円＋[24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主は除く）]以下	5割軽減
33万円＋[35万円×被保険者数]以下	2割軽減

◎所得割額＝賦課のもととなる所得金額×所得割率（＝8.1%）

賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額等）が58万円以下（年金のみで収入額153万円～211万円まで）の人は、5割軽減します。

◎後期高齢者医療保険に加入される前日に被用者保険の被扶養者であった人は、所得割はかからず、均等割額を9割軽減します。

※被用者保険とは、健康保険協会の健康保険、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などです。

◆問い合わせ・ご相談 奈良県後期高齢者医療広域連合（☎0744-29-8430）
保険医療課福祉医療係（☎内線730・732）へ